

(第1回)

くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議

# プラスチックごみをめぐる現状等

日時:令和元年(2019年)12月24日(火)午後2時～

場所:熊本県庁本館5階 審議会室

熊本県環境生活部

環境局 循環社会推進課

# 検討会の趣旨

海洋プラスチックごみゼロに向け、  
県民が「ONE TEAM」となった取組みが不可欠

豊かな環境を後世に残すため、自然界に出たごみの回収、排出抑制、リサイクルの取組みを検討



# 本検討会の進め方(案)

目的:

## 第1回検討会

### 1 現状

- (1)プラスチックの状況  
チャイナショック、海洋ごみ、マイクロプラスチック
- (2)県内の状況  
海洋プラスチックの状況(組成調査+現況写真)  
海洋への流出経路  
プラごみの処理状況(マテリアルフロー)  
リサイクル、埋立、焼却の現状

### 2 課題に対する対応

- (1)海洋ごみの削減  
海域での回収強化  
陸域での回収強化
- (2)発生源対策  
ポイ捨て対策、漁具、ビニール等
- (3)リサイクル・処理の課題  
分別・収集方法  
県内で不足する施設 等

## 対応策等検討

### 第2回検討会(1月開催予定)

- ①第1回検討会での御指摘等に対する追加報告
- ②課題に対する対応案について議論
- ③提言項目と対応案について議論

### 第3回検討会(2月開催予定)

- ①第2回検討会の内容確認及び御指摘等に対する追加報告
- ②提言項目と対応案の整理
- ③提言まとめ(県・市町村・事業者・県民が取り組むべき方向性をまとめる)

検討会提言

具体的な取組を実施  
令和2年

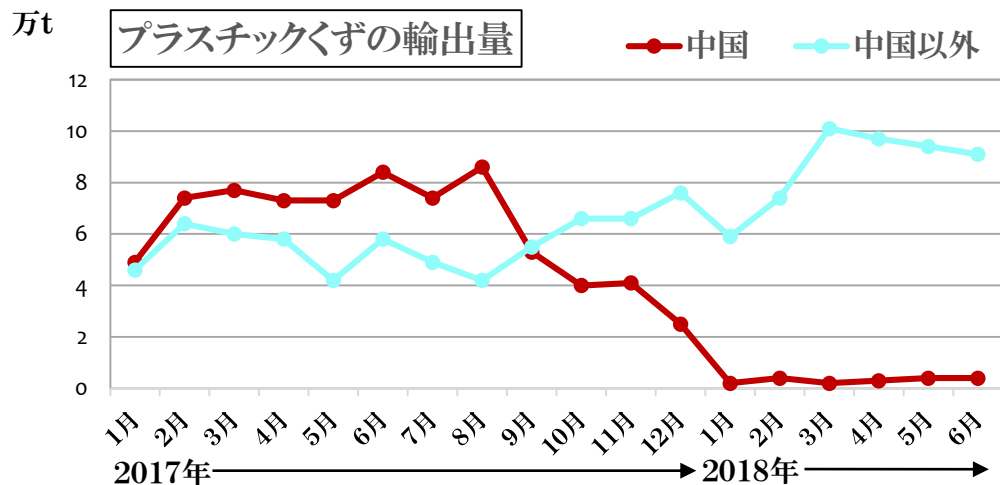
# プラスチックをめぐる状況等

(1) 世界的状況～チャイナショック、海洋プラスチックの現状、マイクロプラスチック等

## 中国の輸入規制(チャイナショック)

2018年末以降、中国において、廃プラスチックが生活由来・工業由来に関わらず、「輸入禁止」の対象となった。

時期	改正措置	生活由来 廃プラスチック	工業由来 廃プラスチック
		輸入制限	輸入制限
2017年 12月	「輸入する固形廃棄物の管理目録」 改正	輸入禁止	輸入制限
2017年 12月	原料として利用可能な輸入固形廃棄物に関する環境保護規制基準(廃プラスチック)改正	—	夾雑物の対象品目が追加
2018年 12月末	「輸入する固形廃棄物の管理目録」 万吨	輸入禁止	輸入禁止



## アジア諸国も輸入規制を強化

中国が廃プラスチックの輸入規制を強化して以降、輸出先の代替地となっていたアジア各国でも輸入規制が強化。

東南アジア		R1. 8. 31時点
マレーシア	実質的に輸入禁止	
タイ	一部輸入禁止。2021年には全面輸入禁止の方針	
ベトナム	輸入基準を厳格化	
インドネシア	輸入禁止・規制を検討中	
ラオス	輸入禁止・規制を検討中	
カンボジア	貿易管理品目で一部禁止	
フィリピン	貿易管理品目で一部制限	
南西アジア		R1. 8. 31時点
インド	2019年8月31日から全面輸入禁止	
スリランカ	貿易管理品目で一部禁止	
バングラデシュ	貿易管理品目で一部禁止	
パキスタン	貿易管理品目で一部禁止	

## バーゼル条約による輸入規制

2019年5月10日の締約国会議において、汚れたプラスチックごみを有害ごみとして輸出入規制の対象とする条約が改正された。(2021年1月発効)

# プラスチックをめぐる状況等

(1) 世界的状況～チャイナショック、海洋プラスチックの現状、マイクロプラスチック等

## 海洋を漂うプラスチックごみと漂着ごみ

プラスチックは長い間分解されないため、海洋を漂うごみが増加し、海岸にも多くのごみが漂着している。

⇒外洋に面した沿岸地域では海外からの漂着ごみが問題とされるが、有明海・八代海等の閉鎖性海域では、陸域で**ポイ捨て**されたプラスチックごみや**放置されたプラスチック製品**等が川や水路に流れ込み、海に放出されている。特に大雨による災害時、多量に流れ出している。



## 懸念される影響

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・漁業・観光への影響
- ・海岸域居住環境への影響



## マイクロプラスチック

プラスチックは、**紫外線や波の影響**で劣化と破碎を重ねながら、マイクロプラスチックと呼ばれる**微細片**となり、含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

しかし、マイクロプラスチックの分布の実態、生態系や人の健康への影響等科学的に未解明の部分が多い。

⇒回収は実質上不可能





# プラスチックをめぐる状況等

## (2) 国際会合の動向、国内の動向

### 国際会合の動向

- 2015年6月 G7エルマウ・サミット
  - ・ 海洋ごみ、特に**プラスチックごみが世界的課題**であることを初めて提起
- 2016年5月 G7伊勢志摩サミット
  - ・ 3R等により海洋ごみに対処することを確認。
- 2017年7月 G20ハンブルグ・サミット
  - ・ 「G20海洋ごみ行動計画」に合意。
- 2018年6月 G7シャルルポワ・サミット
  - ・ カナダ及び欧州各国が「**海洋プラスチック憲章**」を承認
- 2019年3月 UNEA4ケニア・ナイロビ
  - ・ 「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」に関する決議が採択。
- 2019年6月 大阪・サミット
  - ・ 2050年までに**海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする**「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。

### 国内(政府)の動向

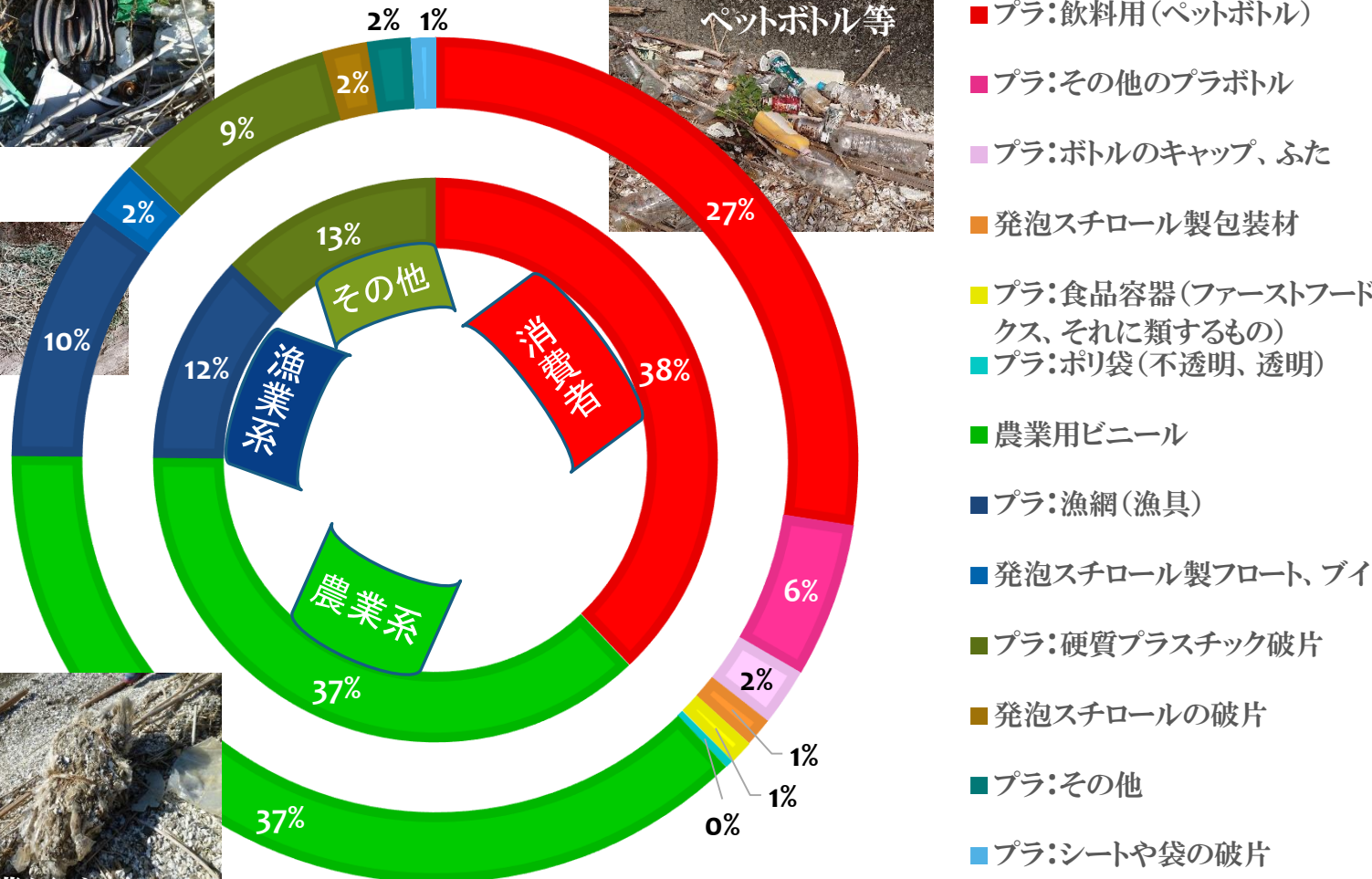
- 2018年6月 **海岸漂着物処理推進法改正**
  - ・ 漂流ごみ等の規定の追加と円滑な処理の推進
  - ・ 3Rの推進による海岸漂着物等の発生抑制
  - ・ 廃プラスチックの減量、適切な処理
  - ・ マイクロプラスチックの使用の抑制 等
- 2019年5月 環境省から「**廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について**」の通知
  - ・ 「**市町村の一般廃棄物処理施設において、緊急避難措置として、必要な間、廃プラスチック類を受入れて処理**することを検討されたい。」など
- 2019年5月 **海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、プラスチック資源循環戦略の策定**
  - ・ 回収・適性処理の徹底
  - ・ ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止
  - ・ 陸域での散乱ごみ、海洋に流出した回収
  - ・ 代替素材の開発・転換等のイノベーション
  - ・ プラスチックの3R など
- 2019年6月 環境省から「**漂流ごみ等の処理体制構築等について**」の通知
  - ・ **漁業者へ操業時に回収したプラスチックごみの持ち帰りを促進**するため、環境省補助事業を活用して都道府県及び市町村と連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進すること。

# 回収強化

## (1) 海洋ごみの現状

### ① 組成調査の結果 (中間報告)

#### 宇城市大口海岸漂着物組成調査結果 (重量比)



**【注意】**  
 1 海岸の調査結果を暫定的に報告。  
 宇土市及び上天草市の海岸でも現在調査中。



# 回収強化

## (1) 海洋ごみの現状

### ② 海洋ごみの現状(現場写真等)

海洋ごみ (宇土市住吉海岸)



海洋に流れ出たビニール等



漂着ごみ (宇土市網田海岸)

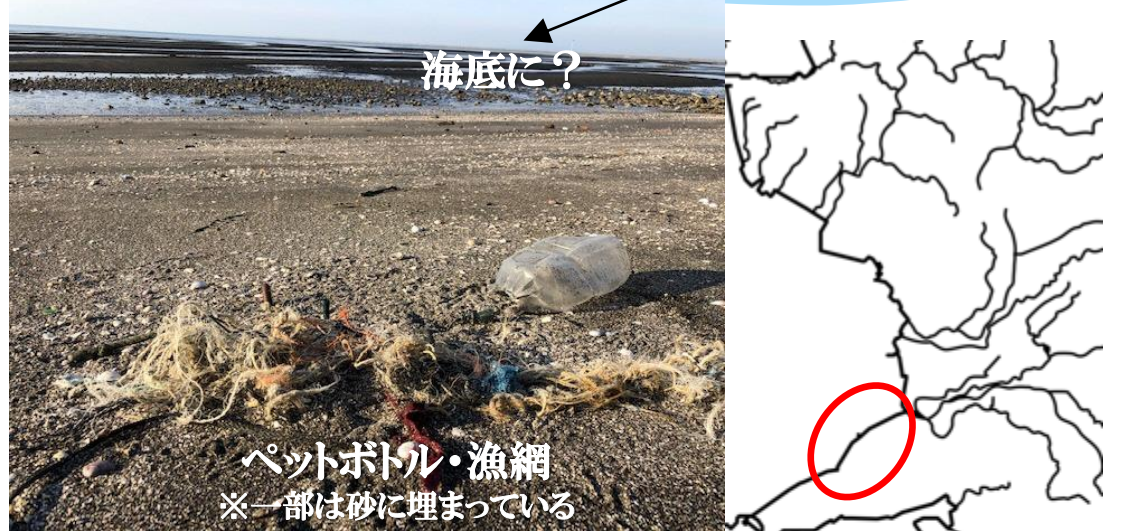


# 回収強化

(1) 海洋ごみの現状

② 海洋ごみの現状(現場写真等)

種類	比重(g/cm <sup>3</sup> )
ポリプロピレン (PP)	0.90~0.91
ポリエチレン (PE)	0.91~0.92
ポリスチレン (PS)	1.04~1.09
PET	1.34~1.39
ポリ塩化ビニル (PVC)	1.35~1.45



# 回収強化

(2) 海洋での回収強化

① 現在の取組状況

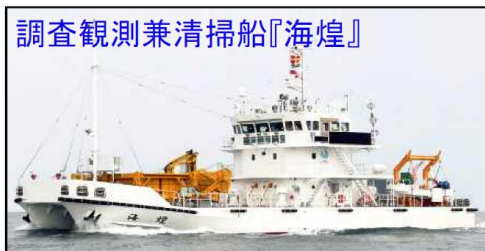
- 国土交通省の清掃船による漂流ごみの回収
- 県や市町村による漂着・漂流ごみの回収（支援）

# 回収強化

## (2) 海洋での回収強化

### ① 現在の取組状況（国土交通省の清掃船による回収）

海域環境の保全と船舶航行の安全確保を図るため、有明海・八代海等に調査観測兼清掃船「海輝」「海煌」を配備し、海上の漂流ごみの回収処理を実施



漂流ごみ回収機能



# 回収強化

## (2) 海洋での回収強化

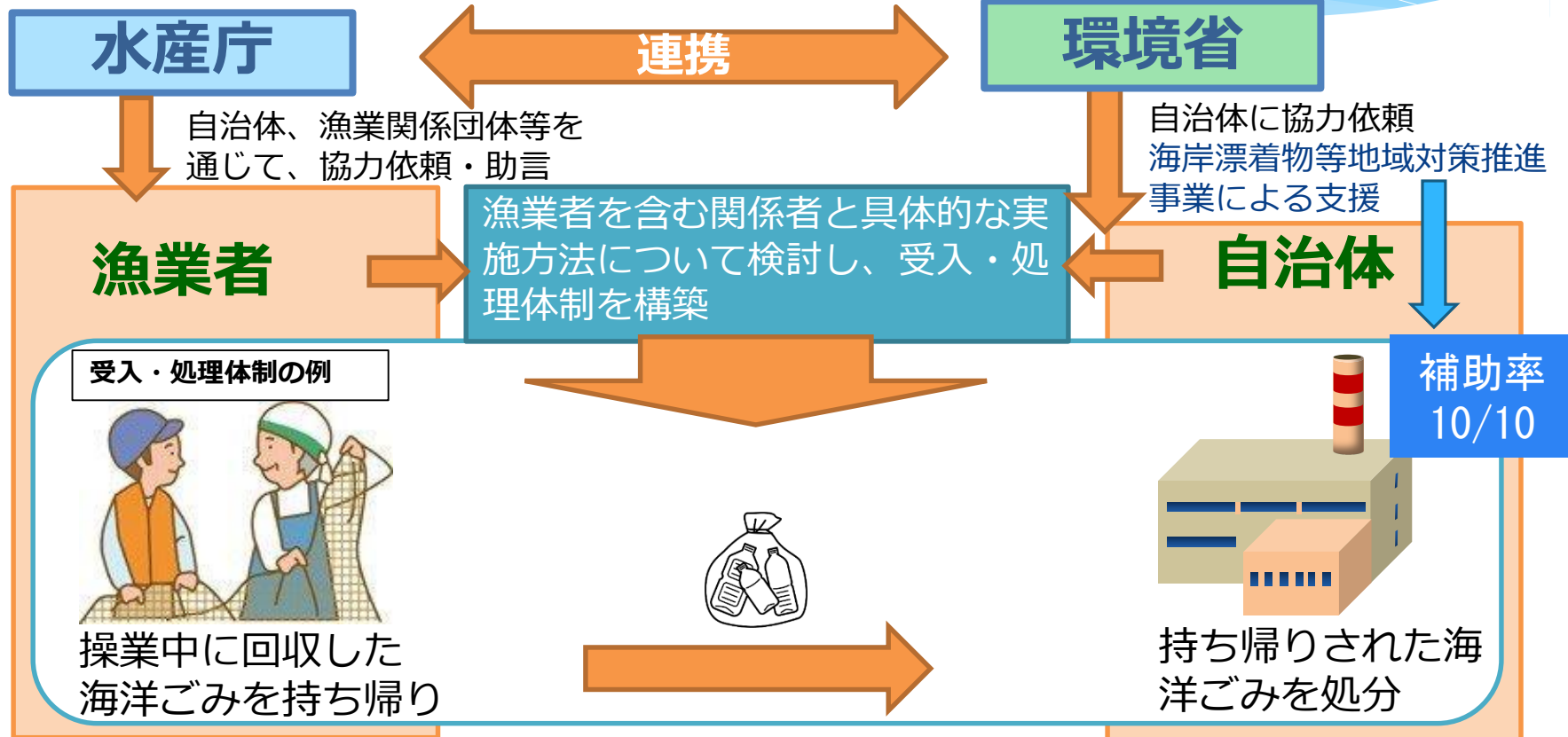
### ①現在の取組状況（県や市町村による漂着・漂流ごみの回収支援）

事業名	海域漂流物地域対策推進事業		水産多面的機能発揮対策事業	水域環境クリーンアップ事業
実施機関	県 (漁港漁場整備課)	9市町 (熊本市、宇土市、氷川町、芦北町、津奈木町、水俣市、上天草市、天草市、苓北町)	県 (水産振興課)	県 (水産振興課)
実施方法等	環境省補助を活用し漁連へ委託	環境省補助を活用し漁協や建設業者等へ委託	対策協議会への国の補助金交付に合わせ上乗せ補助	県漁連へ補助金交付
回収の対象	海域の漂流物 (流木等を含む)	海岸の漂着物 (流木等も含む)	水域や水辺の漂流物及び漂着物	海浜や海底等の漂着物及び漂流物
支援する対象活動	漂流物の回収処分費の委託 (回収費、運搬費、処分費等)	漂着物の回収処分費の委託 (回収費、運搬費、処分費等)	水域の保全、水辺の保全 (干潟の保全、ヨシ帯の保全、漂流漂着物処理等) 等	重機リース、運搬・処理費等の費用支援
補助率等	国8/10+県2/10 なお、県負担分の8/10が特別交付税措置対象	国8/10+市町2/10 なお、市町負担分の8/10が特別交付税措置対象	国70/100以内 県16/100以内 市町14/100以内	定額 (10/10)

# 回収強化

## (2) 海洋での回収強化

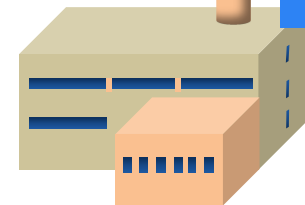
### ② 漁業操業中に回収したプラスチックごみ等の市町村における処分



受入・処理体制の例



操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り



持ち帰りされた海洋ごみを処分



環境省資料



# 回収強化

## (3) 陸域での回収強化

### ① 上流での対策の必要性





# 回収強化

## (3) 陸域での回収強化

### ① 上流での対策の必要性

○現在の市町村や地域活動の状況等

・回収の現状

・回収強化に向けた課題

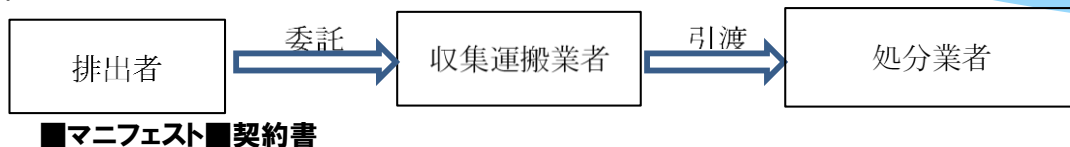
・回収が困難な案件

# 回収強化

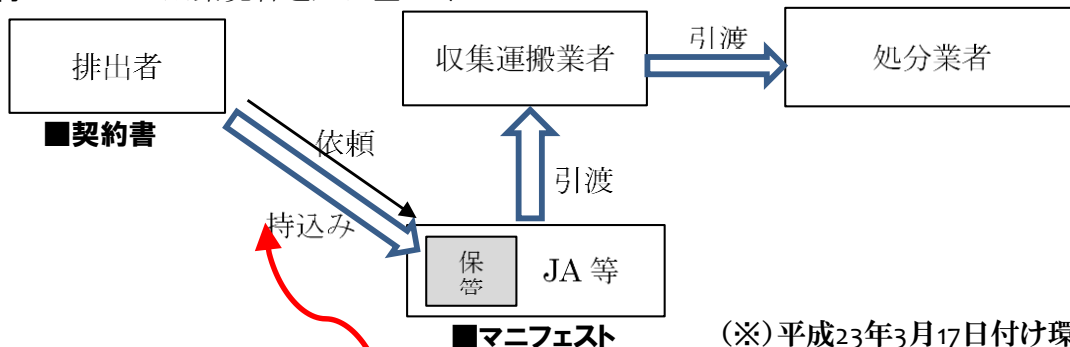
## (3) 陸域での回収強化

### ②現在の農業用ビニール等の回収スキームと課題

#### ◇通常フロー



#### ◇現行フロー ※環境省通知に基づく



(※)平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号通知

- ◎排出者がJA等に持ち込み、JA等は運搬受託者に引き渡すまで集荷場所(保管)を提供。
- ◎ほとんどが適正処理されている。

※H30実績は回収率99%

## 課題

- ◎農業用廃ビニール等が放置されるケースがある。  
⇒不適正に保管されると、大雨時等に河川を通じて海に流れ出す要因となる。



# 回収強化

## (3) 陸域での回収強化

### ②現在の農業用ビニール等の回収スキームと強化策

## 農業用ビニールの回収のためのルール

### 廃ビニールの梱包方法

①泥やゴミを落とす



②フィルムを両側から絞り、**つづら折り**にする



③同じ種類のフィルムで3カ所を縛る



### 分別回収を徹底しよう!

**農ビ**

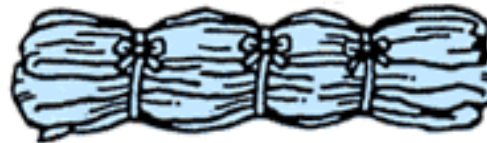
ビニールフィルム



※同じビニールで縛って下さい。

**農ポリ**

ポリフィルム・PO系フィルム  
その他のポリ  
(灌水チューブ・ポリマルチ)



※同じビニールで縛って下さい。

**肥料袋**

たたんでから縛っておく



※同じビニールで縛って下さい。

# 排出抑制

(1) 組成調査等から取り組むべき啓発等

① 組成調査等から取り組むべき啓発等

○ 意図的な流出

・ ポイ捨て、不法投棄



○ 台風、高潮、洪水等に関連した意図しない流出

・ 家庭ごみ等



・ 農業関係



・ 漁業関係



# 排出抑制

(1) 組成調査等から取り組むべき啓発等

② 家庭ごみに対する啓発

○ 家庭ごみのポイ捨て防止の啓発

① 一般的啓発

県民が「ONE TEAM」の取組みとなるよう、くまモンも活用し、ポイ捨て防止、プラスチックの河川・海域への流出防止を啓発

② 食料品・包装関係(弁当、カップ麺、ペットボトル、レジ袋)  
コンビニやスーパー、販売店などの協力による啓発を検討



③ 個別のごみに対する啓発

マスク、たばこの吸い殻やコンタクトレンズなどがマイクロプラスチックになることを啓発



○ 台風時の飛散防止、洪水時の流出防止の啓発

# 排出抑制

(1) 組成調査等から取り組むべき啓発等

③ 農業関係の流出削減の啓発

④ 漁業関係の流出削減の啓発

③ **組成調査等からも、農業関係**で使われる資材(農業用ビニール、マルチ、苗ポット・トレイ、肥料袋)が海洋ごみとして確認されており、洪水や台風時の意図しない流出を防止する取組みが急務。特に、比重が水より重い海底に沈むもの素材が多い。



① 水路等への流出防止  
② 洪水、台風時の流出防止をどのように啓発するか？

④ **組成調査等からも、漁業関係**で使われる資材(発砲スチロール製フロート、漁網、浮き、発砲スチロール箱等)が海洋ごみとして確認されており、台風、高潮時の意図しない流出を防止する取組みが急務。※漁網等を除き、比重が水より軽い浮かぶ素材が多い。



① 操業時等の流出防止  
② 台風・高潮時の流出防止をどのように啓発するか？

まずは、効果的な啓発による流出防止の徹底が不可欠

# 排出抑制

## (2) 排出防止策

- 啓発だけでは解消されない課題
  - ・所有者が処分困難な農業用ビニール
  - ・所有者が不明瞭な古い漁具
  - ・不法投棄物  
⇒管理者対応

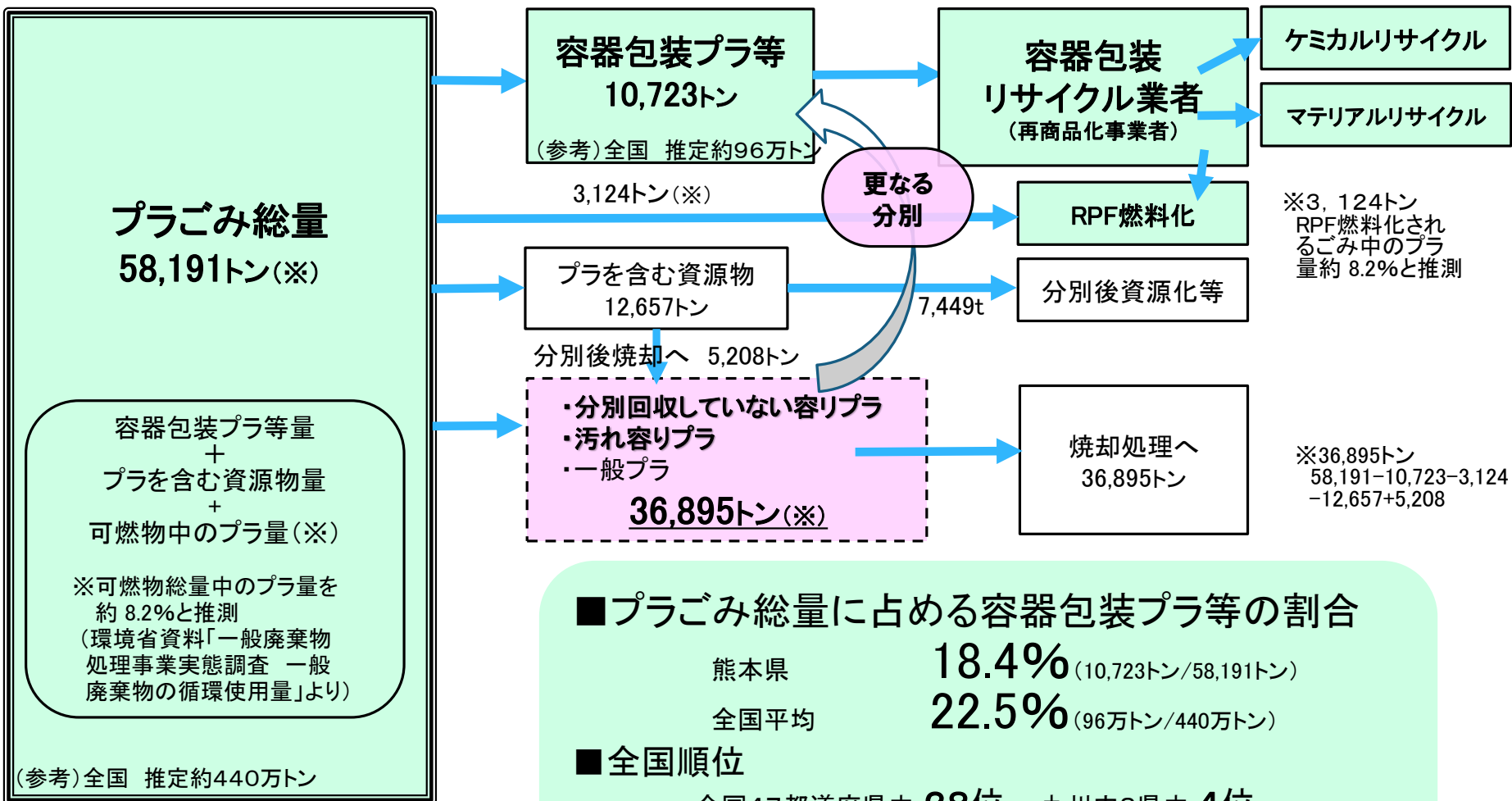


# リサイクル率の向上等

(1) 事業者と自治体の実状にあった分別方法

① 一般廃棄物の処理状況(処理フロー)

熊本県における一般廃棄物「容器包装プラスチック類」等の処理フロー  
(平成29年度一般廃棄物処理実態調査、処理実績より)



## ■ プラごみ総量に占める容器包装プラ等の割合

熊本県 **18.4%** (10,723トン/58,191トン)  
全国平均 **22.5%** (96万トン/440万トン)

## ■ 全国順位

全国47都道府県中 **28位** 九州内8県中 **4位**

**容リプラ割合向上が課題**



## (参考)

### 容器包装(例)

※ふたやキャップ、発砲スチロールやシート状の緩衝材も容器包装です



### 容器包装ではないもの(例)

中身が商品ではないもの



- ・クリーニングの袋
- ・家庭でつけたラップ
- ・手紙やダイレクトメールの封筒
- ・景品の袋や箱

中身を出したり使ったりしたあとに必要なもの



- ・CDやDVDのケース
- ・本のカバー
- ・楽器やカメラのケース

容器包装とみなされないもの



- ・ラベル、ステッカー、シール
- ・テープ、ひも
- ・にぎり寿司の中仕切り

商品そのもの



- ・ガラスコップ・食器
- ・飲料パックのストロー
- ・コンビニでもらうスプーン
- ・バケツ、洗面器、計量カップ

# リサイクル率の向上等

## (1) 事業者と自治体の実状にあった分別方法

### ① 一般廃棄物の処理状況(自治体の回収状況)

市町村名	人口 (人)	資源ごみとしてのプラ回収				容器包装リサイクル業者 によるリサイクル		回収方法
		容器包装リサイクル法内のプラ				ペットボトル	ペットボトル 以外	
		ペットボトル (トン/年)	白色トレイ等 (トン/年)	プラマークが あるもの (トン/年)	プラマークが ないもの (トン/年)			
熊本市	733,720	1,676	6	4,392	124	○	○	ごみ袋
荒尾市	53,427	103	11	RDF化		○	○	ごみ袋
山鹿市	53,184	86	7	170		○	○	コンテナ回収
玉名市	66,850	131	1未満	1未満	121	○	○	コンテナ回収
玉東町	5,334	10	1未満	13	4	○	○	コンテナ回収
南関町	10,006	16				○		ごみ袋
長洲町	16,140	41				○		ごみ袋
和水町	10,368	21				○		ごみ袋
菊池市	49,115	91	1未満	55	0	○	○	コンテナ回収
合志市	61,417	120	1未満	306	0	○	○	ごみ袋
大津町	34,366	76	1未満	1未満	165	○	○	ごみ袋
菊陽町	41,183	67	1未満	1未満	151	○	○	ごみ袋
阿蘇市	26,864	48				○		ごみ袋
南小国町	4,130	7				○		ごみ袋
小国町	7,310	14				○	RDF化	ごみ袋
産山村	1,530	3				○		ごみ袋
高森町	6,566	13				○		ごみ袋
南阿蘇村	10,887	30				○		ごみ袋
益城町	32,952	97	1未満	108		○	○	コンテナ回収
嘉島町	9,221	27	1未満	30		○	○	コンテナ回収
西原村	6,755	19	1未満	1未満		○		ごみ袋
御船町	17,053	24	1	1		○	○	コンテナ回収
甲佐町	10,865	21	1	1		○	○	コンテナ回収

未実施項目

「平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査」、各市町村ごみ出しカレンダー・分別方法、各市町村への聞き取りによる

# リサイクル率の向上等

## (1) 事業者と自治体の実状にあった分別方法

### ① 一般廃棄物の処理状況(自治体の回収状況)

市町村名	人口 (人)	資源ごみとしてのプラ回収				容器包装リサイクル業者 によるリサイクル		回収方法
		容器包装リサイクル法内のプラ				ペットボトル	ペットボトル 以外	
		ペットボトル (トン/年)	白色トレー等 (トン/年)	プラマークが あるもの (トン/年)	プラマークが ないもの (トン/年)			
山都町	15,501	23				○		ごみ袋
宇土市	37,439	42	1未満	220		○	○	コンテナ回収
宇城市	59,806	191	24	1未満	240	○		コンテナ回収
美里町	10,414	1未満	4	14	0	○	○	コンテナ回収
八代市	129,151	206	6	225	0	○	○	ごみ袋
氷川町	12,130	3	1未満	4		○	○	コンテナ回収
水俣市	24,858	61	1未満	158		○	○	ごみ袋
芦北町	17,614	47	2	14		○	○	ごみ袋
津奈木町	4,709	12	1未満	12		○	○	ごみ袋
人吉市	33,169	86				○		ごみ袋
錦町	10,911	17		22	0	○	○	コンテナ回収
多良木町	9,795	1未満		1未満		○	○	ごみ袋
湯前町	4,029	8	1			○		ごみ袋
水上村	2,271	3				○		ごみ袋
相良村	4,501	9				○		ごみ袋
五木村	1,115	3				○		ごみ袋
山江村	3,523	7				○		ごみ袋
球磨村	3,853	7				○		ごみ袋
あさぎり町	15,793	36	1			○	○	ごみ袋
天草市	82,805	140	17	250	0	○	○	コンテナ回収
上天草市	28,051	41	2	27		○	○	コンテナ回収
苓北町	7,311	13	1未満	2	0	○	○	コンテナ回収

**未実施項目**

「平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査」、各市町村ごみ出しカレンダー・分別方法、各市町村への聞き取りによる

# リサイクル率が向上する分別等

【参考】リサイクル状況を記載したごみカレンダー（宇城市の事例）



ぶんちゃん

きれいに洗って出してね！

※家庭から出るものに限ります。

## 分別収集

（ごみの分け方）



りしゃちゃん

水銀が含まれるものは可燃ごみに出さないでね！！

缶類			びん類				古紙			廃プラスチック				その他										
アルミ缶	スチール缶	スプレー缶	生きびん	透明びん	茶色びん	その他色びん	紙パック	新聞紙・ちらし	雑誌・雑古紙	段ボール	ペットボトルのふた	ペットボトル	発泡スチロール・ストレー	その他のプラスチック	古布	使用済み食用油	乾電池	蛍光灯	金属類	陶磁器類	埋立て	水銀含有製品		
（磁石につかない） ・ビール缶 ・ジュース缶 ・缶詰 等	（磁石につく） ・ヘアスプレー ・カセットガスボンベ ・ミルク缶 ・菓子缶 ・缶詰 等	・1リットルびん ・透明色・茶色・緑色（緑色は緑色専用） ・5合びん(900ml)「茶色」 ・ビールびん ・特大 1957ml ・大 633ml ・中 500ml ・小 334ml 一般的なビールびんは次びんです。（よくケースで出回っているサイズ） ・ビールケース	・完全無色のびん ・無色の磨りガラスのびん ・牛乳びん ・ワンカップ	・ドリンクびん ・茶色の地ビールのびん ・ビールびん(330ml) 等	・[生きびん]「透明びん」「茶色びん」に該当しない色びん	・牛乳パック ・ジュースパック 等	・新聞用紙 ・新聞の折込み 等	・雑誌 ・本 ・カタログ ・パンフレット ・コピー用紙 ・紙製の箱 ・カレンダー ・ポスター ・ハガキ ・チャイルドメール ・ラップ ・トイレットペーパーの芯 ・封筒 ・再生紙の紙パック 等	・段ボール（靴が破損している紙）	・ペットボトルのふた ・清涼飲料のふた ※清涼飲料以外のふたは「その他プラスチック」へ ・アルミ缶 ・スチール缶のふたは「金属類」に分別してください。	・ペットボトル（清涼飲料・しょうゆ・酒類）	・食品トレー ・カップめん容器 ・保冷ボックス ・緩衝材 等 （発泡性の物に限る）	・ラップ ・レジ袋 ・ラメンの袋 ・アルミはく ・弁当の容器 ・コンコド ・ポリバケツ 等	・古着 ・タオル ・毛布 ・タオルケット ・下着類 等	・食用油 ・サラダ油 ・コン油 ・オリーブ油 ・ごま油 等 （可燃性に属する）	・水銀電池 ・マンガン乾電池 ・アルカリ乾電池 ・ニッケド電池 ・リチウム電池 ・携帯電話の電池 等	・丸型 ・電球型 ・直管型	・針金ハンガー ・電球型 ・アルミホイル ・アルミはく ・板ガラス ・手すり金庫 ・金属キャップ ・缶詰（つぶす） ・錆（金属） ・フライパン ・金づち ・小電機製品（ポット・ラジカセ等） ・電気コード ・傘（布は外して可燃ごみ） ・消火器 （中身を抜いてください）	・陶器 ・磁器 ・ガラス食器 ・板ガラス ・樹木鉢 （破き物に限る）	・化粧品びん ・乳白色のびん ・使い捨てカイロ ・電球 ・電子体温計 ・ライター 等	・化粧品びんや金属製のものは可燃ごみに出さず、分別収集に出してください。	・水銀体温計は乾電池・蛍光灯を一緒に回収してください。	・ボロン電池は可燃ごみに出さず、分別収集に出してください。	・衛生環境課又は各支所へ
缶類、ビン類はキャップや口金をとって必ずすぐ			びん類は必ず洗って出す				紙類は必ず洗って出す			プラスチック類は必ず洗って出す				その他は可燃ごみに出す										
半分つぶして下さい（手でつぶれる程度） ・油缶も可			必ず切り切った状態で出す（一部は金属類） ・油缶も可				必ず洗って出す ・1リットル以内のプラスチック類は洗って出す ・1リットル以上のものは洗って出す ・紙製のものは洗って出す ・ハガキや封筒のセラフアンは洗って出す ・その他のプラスチック類は洗って出す			汚れがついたものは必ず洗って出す ・色柄入りも可 ・色柄のもの、紙類は洗って出す ・紙類は洗って出す ・紙類は洗って出す ・紙類は洗って出す				汚れがついたものは必ず洗って出す ・色柄入りも可 ・色柄のもの、紙類は洗って出す ・紙類は洗って出す ・紙類は洗って出す ・紙類は洗って出す										
はずれのフタは金属類へ			必ず洗って出す				必ず洗って出す			必ず洗って出す				必ず洗って出す										
分別収集場所では下記のコンテナ等が設置されます。それぞれのコンテナ等に自分で入れてください。																								
青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	オレンジ色コンテナ	オレンジ色コンテナ	オレンジ色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	青色コンテナ	アイボリー色コンテナ	オレンジ色コンテナ	黄色コンテナ	灰色・青色コンテナ	灰色コンテナ	灰色コンテナ	灰色コンテナ	灰色コンテナ	灰色コンテナ		
アルミ製品原料	鉄製品原料	鉄製品原料	びん製品原料			再生紙原料			繊維製品の原料			プラスチック製品	固形燃料	古布として輸出のエスリ利用	バイオ燃料として再生	鉄製品・磁器製品の原料	蛍光管原料	金属製品原料	コンクリート製品の骨材	最終処分場へ				

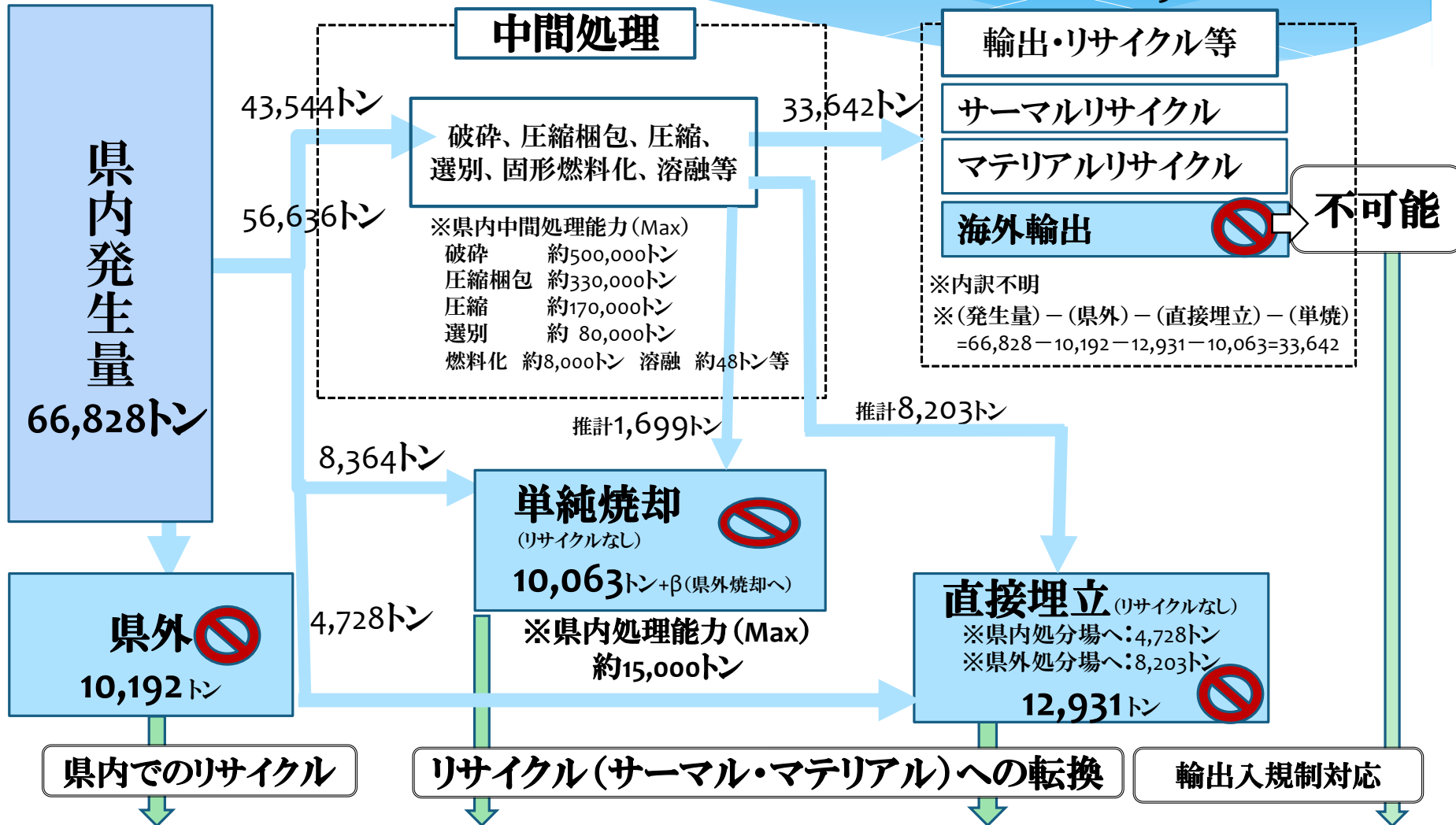
用途を明示

# リサイクル率の向上等

## (2) 必要なリサイクル施設

### ① 現在の県内の廃棄物処理の現状 (産廃)

熊本県における産業廃棄物「廃プラスチック類」処理フロー(平成29年度)



**海外・県外・単純焼却・直接埋立 → リサイクルへの転換が必要**